

第 18 回利根町自治基本条例検討委員会 議事録

会議名	第 18 回利根町自治基本条例検討委員会	
日時	令和 3 年 1 月 22 日 (金) 午前 10 時 00 分から 11 時 30 分まで	
場所	利根町役場 5 階 5-A 会議室	
出席者	委員	坂野委員長, 手塚副委員長, 加藤委員, 岩戸委員, 新井委員, 船川委員, 飯塚委員, 加川委員, 鈴木 (弘) 委員, 吉岡委員, 大越委員
	事務局	企画課 川上課長、高野主査, 栗原主任, 蓮沼主事
欠席委員	市川委員, 鈴木 (亜) 委員, 菅沼委員, 寺島委員	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 「執行機関」(「行政」), 町の定義について 3 その他の定義について 4 次回の開催日について 5 その他 6 閉 会 	
配付資料名	第 18 回利根町自治基本条例検討委員会 次第 資料 1 (仮称) 利根町自治基本条例 町民の定義 (素案)	
議事内容	次ページ以降の通り	

<p>委員長</p>	<p>1 開会 (事務局が資料確認)</p> <p>2 「執行機関」(「行政」), 町の定義について</p> <p>前回の議論について、3点確認する。まず町民というのは、在住・在勤・在学・在活ということになった。2点目は、利根町に支店のある事業者について、別の市町村に本店があって、利根町に支店があるという場合も、町民として入れていいという話があった。次に、利根町に住んでいるけれども住民票がないという方、外国人についても、町民に入れようという話があった。そして、条文の文言については事務局に一任するという事だったので、その点について事務局から説明していただく。</p> <p>(資料1「(仮称)利根町自治基本条例 町民の定義(素案)」について事務局より説明)</p>
<p>委員長</p>	<p>事前に配布した資料なので、文言についてはみなさん確認されたと思う。この文言について何か異論あるいは質問等がある場合はここで話していただきたい。</p> <p>(特になし)</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、町民の定義についてはこのようにさせていただく。次に、「執行機関」又は「行政」、そして町の定義について議論を始める。この「執行機関」について、多くの自治体ではこの言葉が使われているが、「執行機関」と言われても一般的にはなんのことかわからないという話が出ていた。やはり「行政」という言葉を使った方がわかりやすいということだったので、委員の皆様にも宿題としてどちらがいいか考えていただいた。しっかり思い出していただくために前回の復習として加藤先生(委員)にもう一度説明していただく。</p>
<p>加藤</p>	<p>前回配布した資料3について、「執行機関」というのはそもそも地方自治法上に規定がある。「執行機関」というのはまず首長、利根町でいう町長、あとは町長の部局とは別で、中立性や公平性のために行政委員会があり、みなさんがよく知っているものだと教育委員会がそういった組織である。「執行機関」とは大きく分けるとその2つをまとめて言うものである。ちなみに、町長の下で働いている教育長、職員、会計管理者というのは補助機関と呼ばれている。ここで議論するのは「執行機関」であって、この「執行機関」が指すのは利根町で言うと、町長、あとは教育委員会などの行政委員会のことである。このように説明すればわかってもらえるが、一般的に町民、住民の方には「執行機関」と言われると理解するのは難しい表現方法なので、他市町村の表現方法をみると、一部では「執行機関」ではなく「行政」と表記するところもある。それを実際にやっているのが愛知県犬山市の「犬山市協働のまちづくり基本条例」で、これは自治基本条例であるが、そこでは「行政」という言葉で定義されている。これは、国の地方自治法上の「執行機関」を使うのももちろん良く、よりもっと町民にわかりやすくするという意味で「行政」という言葉を使っても良いので、皆様の考え次第というところになってくる。</p>

委員長	皆様に「執行機関」という言葉がいいのか、「行政」という言葉がいいのかということでお伺いする。
委員	私はよく「行政」と使うので、「行政」がいいと思う。
委員	町民が聞いてわかりやすいのは「行政」だと思う。
委員	「執行機関」がいいと思う。理由としては、「行政」だと、結局「行政とは何か」という意味での「執行機関」につなげる文言が必要になるので、そうであればはじめから「執行機関」でいいと思う。
委員	他の市町村が策定した条文には、「執行機関」として定義が見受けられるが、加藤先生のお話にあった犬山市は「まちづくり基本条例」として策定している。条文を読んでいく中で「行政」という言葉が出てくるが、その方が読んでいてすごくわかりやすく感じたので、「行政」がいいと思う。
委員	法律も含めて条例では、町が定める場合には「執行機関」という名称が当然使われている。その理由としては、「執行機関」というのが明確になるということだと思っている。ただ、この自治基本条例に関しては、「行政」だけの話ではなくて、住民の方、それと議会も含めてという、わかりやすさを求められる部分がないといけないと思う。私の立場的には「執行機関」で明確にした方がいいというところがあるが、読み手側にとってみると、「行政」の方が、ざっくりした言い方であるが、定義として載せていくのであればありなのかなと思う。
委員	今の委員がおっしゃったことはすごくよくわかる。「執行機関」といったほうが確かにどういうものかということが限定されてわかりやすいが、読み手側の立場になると、通常の会話の中では「執行機関」という言葉を使って話をするということはほとんどない。やはり議会、「行政」ということで、町政について考えるあるいは語ってきたので、読み手のことを考えると「行政」という言葉がいいと思う。
委員	利根町自治基本条例なので、定義となると「行政」というのは少し大まかな感じがする。読み手に取って良いと言うが、読み手の受け取り方もいろいろなので、役場は「執行機関」とであると決めた方がいいと思う。
委員	こういった定義などに載せる場合は、「執行機関」と言う方がいいと思う。
委員	二者択一だと、「執行機関」の方がいいと思う。「行政」という表現だと、線引きが不明確かなと思われる。受け手によってはいろんなイメージを持つ方もいるので、記載するのであれば「執行機関」と表現した方がいいと思う。
副委員長	私はみなさんが身近に感じられる「行政」がいいと思う。

委員	<p>私は「執行機関」にした方がいいかなという思いもあるが、やはり条文の表現も「です・ます」にした際に、住民の方にわかりやすくという理由だった手前、わかりやすさを追求した方がいいと思うので、「行政」がいいと思う。</p> <p>(「行政」 7名, 「執行機関」 4名)</p>
委員長	<p>結論としては多数決で「行政」ということになる。私自身としては「行政」の定義というのは複雑であり、「執行機関」を指す場合もあるし、多くのイメージが「政治と行政」である。やはり議会に対する行政というイメージが強いと思われる。では町長は政治家じゃないのかという話もあるが、町長は一応公務員ということになっている。特別職の議員も公務員であるが、町長は社長のようなもので、一般的には選挙で選ばれるが、行政のトップということになる。なので、二元代表制という言葉を使うが、町長も住民から選ばれ、議員も住民から選ばれ、両方が選ばれるという意味である。その二元代表制という点では、行政のトップは町長、政治のトップは議長ということになる。このことから、法学者の私としては「執行機関」がしっくりくるが、やはり住民の方々にわかりやすいという点では、「行政」という意見が多かったと思われる。よって、定義では「行政とは執行機関なんだ」と明示し、そしてさらに「執行機関とはこういうものだ」ということを明示する必要があると思う。多数決をとる結論となったが、このようにまとめてよろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員長	<p>次に、「町」の定義である。他の自治体の例を見ると、例えば東海村は「村」という定義になっている。余市町や杉戸町の場合も「町」という定義になっていて、基本的には「議会及び執行機関」となっている。これを今、執行機関というのは行政ということになったので、ここについては異論はないと思われるが、「町」と言った場合に、議会を含めるかというのが実は論点になる。学問的な話をすると、町というのは地方公共団体である。そして、地方公共団体というと、一般的には執行機関である町長をはじめそういったものと、もう一つは議会を含めて地方公共団体という。ただ、地方公共団体を代表するのは、例えば利根町であれば町長であるが、基本的には議長もおられる。このことから、学問上で地方公共団体というと、執行機関と議会である。利根町と言ったときに、どこまで「町」の定義として決めたらいいのかというのが、基準としては地方公共団体なのである。さきほど執行機関は行政と決まったが、ここで行政と対比されるのが議会であり、そしてその議会を「町」に含めるかどうかということである。非常に難しいが、ポイントは2つある。まず、「町」に議会と行政を入れるか、あるいは行政だけにするか、また違うものにするかという問題。もう一つは、定義を書くときに議会を先に書くか、行政を先に書くかという順番の問題である。これについてはみなさん「それがどうしたのか」となるが、法務上ではどっちを先に立てるかということなので大事なことである。この2点について伺う。まず最初は総務課長としての飯塚委員と、研究者としての加藤委員の意見を伺って、そのあとにみなさんのご意見を伺いたい。</p>

飯塚	<p>まず知識としていれておいてもらいたいのが、よく町長が使う言葉で「町といたしましては」という言葉がある。議会の方が「町といたしましては」という言葉はなかなか使わない。学問上では議会を含めるということだが、どちらかという「町といたしましては」という言葉からやはり行政のほうが使う言葉だと思う。我々も議会の答弁や住民の方へ出す文書の中で「町」という言葉を使うときは行政の代名詞として使う。それを考えると、学問上議会を含めるということであれば定義にも含めて、順番については、行政の方が先でもいいと思う。ただ、我々も法制をやるときにはそこが一番気になるところで、議会を立てるということは考える。あくまでも条文の中の定め、どちらが町という言葉で代表されるかという場合は、行政が先になるかと思う。</p>
加藤	<p>委員長や飯塚課長のおっしゃったとおりであるので繰り返しになるが、やはり法律上ということを考えたら、町というのは地方公共団体というイメージが出てくるので、議会も含めるべきである。順番については、確かに二元代表制で、住民から選ばれた代表である議員、町長ということで、どちらが上かということはないが、実際に住民の方の中でも町の代表というやはり町長のイメージがあると個人的には思うので、そのイメージを条文で表現するにはやはり行政を先にもってくるというのが住民の方も理解しやすいと思う。</p>
委員長	<p>やはり一般的なイメージとしては「行政及び議会をいう。」となるのかもしれない。ただ、法務をやっていると議会を立てるとというのが一般論であり、法制担当が自分たちで条文を作ると、議会を最初にもってくると思われる。ところが、ここでは「です・ます」調であるとか、わかりやすさを重視しているので、そこはとらわれずにいただきたい。自由な意見を皆様から伺いたいと思う。</p>
委員	<p>以前にこの検討委員会の委員が町民の方たちに対してこの条例について説明することを想定してという話があったと思うが、私たち人間というのは言葉にして初めてそれを認識するというか、言葉として発することによって明確に意識することができると思う。それで、通常使われている言葉にした方がいいということで、先ほど行政ということを使った。そして、町について町民がどういうことを思い出すかを想像すると、まずはじめに町長が浮かぶと思う。このことからやはり私たち町民一人一人にとって町を代表するのは町長であって、町長のまわりにいる行政の職員の人たちが利根町ということが浮かぶと思う。そういうことを考えると、私たち検討委員から町民に話しかけるときの、利根町というまず行政があって、その良識の府として議会があるということをはなしながら、みなさんに伝えていける気がする。なので、行政を先にした方がいいと思う。</p>
委員	<p>難しいところだが、議会が先の方がしっくりくると思う。</p>
委員	<p>ここで条例としてきちんとしたものを作り上げるのであれば、議会が先がいいと思う。</p>

委員	<p>議会を先にもってくることで議会を立てているということに、私は違和感を感じる。この場では同じ立場、同じ位置として話させていただくと、住民自治基本条例ということなので、議会を立てるために議会を先にもってくるということは嫌だと思う。</p>
委員	<p>自治基本条例では住民にわかりやすい方がいいので、行政を先にもってきて、その後議会の方が私はじっくりくると思う。</p>
委員	<p>議会の方を先でいいと思う。議員の方々は少なからず、町民が投票した結果、代表で議員をやっているから、そういう意味では自分たちで選んでいる方々である。議会だからどうというのではなく、町民が選んだ方々だから先に書いてあっていいのではないかと思う。</p>
委員	<p>他の市町村はほとんどが町民、議会、行政という並びで並んでいるが、これは行政が条文を作っているから後ろに下がっているのだと思う。そうであれば、「議会及び行政」でいいと思う。</p>
委員	<p>飯塚課長がおっしゃったように、町というと、執行部を指すイメージを私たち（議員）は持っていて、発言するときも町に対していろんな意見を述べたり、そういうかたちでやってきているので、町民のみなさんとは感覚が違うかもしれない。他の市町村では、議会が先のところの方が多いようだが、実際に執行権を持っているのは町長をはじめ行政であり、私たち（議員）はそれを判断していくような役割になっていくので、利根町独自でこういった意見交換の場をベースに考えると、執行部が先にきても受け入れ難いということはない。この件に関しては議員全員の意見を伺ったわけではないので、他の先輩議員の方がなんとおっしゃるかかわからないが、個人的には受け入れられる。あと、先ほど議会を立てるという話があったが、その視点の必要性が見えないので、そういった部分よりも、やはり大事なことは町民の方を中心に考えるべきだと思う。</p>
委員	<p>私は飯塚委員と同じ理由から行政が先という意見である。</p>
副委員長	<p>私は、町として身近であるのは行政だと思っている。議会に敬意を表するというのはわかるが、そういうことよりも行政の方が身近に感じられると思うので、逆に気を遣わなくした方がいいという理由で、行政が先でいいと思う。</p> <p>(行政が先：7名 議会が先：4名)</p>
委員長	<p>行政が先という意見が多数となった。最終的にこの条例は議会に案を提出し、賛成するか賛成しないかは議会にお任せすることになる。しかし、この委員会としては、通常の法文とは違い、行政、議会という順番で結論が出たということによろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>

<p>委員長</p>	<p>3 その他の定義について</p> <p>その他の定義ということであるが、ここまで定義しているのは、資料1にある、町民、行政、町というのが先ほど決まった。そして、参加と協働についても既に決められている。これ以外にも定義すべき項目があるかどうかという確認である。まず最初に、みなさんの中からこれは定義したいという意見があれば伺いたい。</p>
<p>委員</p>	<p>この委員会の最初の頃に、利根町としてこういうことを条文に入れたいという話をしてきた。その中で、男女共同参画についても出てきたと思う。残念なことであるが、なかなか男女共同参画社会を実現するにはまだまだ不十分な点がたくさんある。この男女共同参画社会について定義をするべきかどうか、私自身に自信はないが、定義すべきと考えている方もいらっしゃるかもしれない。そこでそういう考えをお持ちの方の意見も聞いてみたいと思う。</p>
<p>委員長</p>	<p>男女共同参画については、以前に議論したように、第何条になるかわからないが、条項ができる予定である。そのため、男女共同参画の論点をその条項の中で挙げるというやり方がある。定義というのは、通常は全条文を通して関係のある言葉を定義することなので、確かに男女共同参画を通してというのもあるが、そこまでの定義をするかどうかの問題である。条項が作られるのでそこで論点を挙げるか、利根町らしく定義をするか、みなさんの意見を伺う。</p>
<p>委員</p>	<p>男女共同参画の条例案を12月に議会へ出して可決いただいたので、条例が出来上がったばかりである。この後自治基本条例の条文の中で、男女共同参画という文言が出てきたり、関連した条文が出てきた場合に、この定義が必要かどうかを検討してもいいと思う。</p> <p>(他、「条項・条文の中で論点を挙げる」7名、「定義すべき」1名)</p>
<p>委員長</p>	<p>提案した委員としてはどうお考えか。</p>
<p>委員</p>	<p>個人的には、先ほど言ったこととは反するが、具体的な条文の中で男女共同参画社会について条文ができるならば、そちらの方に譲ってもいいと思う。ただ、その大きな理念として、定義の中に入れてもいいのではないかと考える人もいるかもしれないと思っていたので、確認のために発言した。</p>
<p>委員長</p>	<p>みなさんの意見から、条文の方に論点を入れるということで結論にしたいと思う。条例もできたということであるが、自治基本条例が上位条例になるので、それに基づくという形に整備されると思う。では、他に定義しておきたいということはあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>細かいところになるが、利根町の中のコミュニティ組織、自治会、町内会、区といった言葉を整理する必要があると思う。地域によって使い方が違うとなると、町民の方も困ると思うが、みなさんはどう思われるか。</p>

委員長	<p>他市町村の例を見ると、龍ヶ崎では地域コミュニティとなっており、東海村では自治会という言葉になっている。いわゆる住民自治組織というものが行政においては非常に重要だということには間違いない。この自治会というような、地域住民の組織というのを入れるか入れないかということである。</p>
委員	<p>町民の人たちの普段使っている言葉は、地域によって違うのかもしれない。地域によっては昔から区だとか、自治会、町内会とばらばらだったりするので、町内で統一した言葉を定義しておいた方がより町民の人たちも何を指しているのかというのが分かりやすくなると思う。</p>
委員長	<p>ここで一つ論点が出た。おそらく自治会というイメージが指すものというのは人によってはかなり違って、私の中では町内や何丁目会といったイメージであるが、区という言葉を使っているところももちろんあると思う。住民の人共通的のわかりやすい、いわゆる住民自治組織ということも含めて意見を伺いたい。</p>
委員	<p>それこそ飯塚課長が担当されているので、課長にみなさんも含めてわかりやすく説明いただくのが望ましいと思う。</p>
飯塚	<p>各地区と区長というのがいるが、これは別物だと認識している人が少ない。区長と自治会等のトップの人が兼ねているのでどうしても混同してしまうが、これまで各地区である団体を自治会と総称してしまうと、それを町では非常勤特別職として区長や班長を各地区から選んでもらい、町ではその報酬を払って、回覧を配っていただいたり協力してもらっているというのが自治会である。ただ、地方公務員法の改正があり、非常勤特別職ではなく私人という形になっている。そのため、区長制度そのものがない自治体ももちろんあり、自治会に対してそういう業務を委託するとか、任せているということも増えている。利根町の今の実態としては、自治会制と区長制のダブルで持っている。非常勤特別職からは外したが、それまでと同じような報酬の支払い方を、報酬ではなく謝礼という形で区長さんと班長さんにお支払いしている。実態として変わったのは非常勤特別職か私人かの違いだけである。ただ、各地区で区長としての業務を自治会に委託して、自治会に謝礼を払ってもらうという、要するに個人で受け取るのではなく、会として受け取るということに手を挙げてくれる自治会も増えてきたので、町としては将来は、各地区の了解がもらえれば、区長制度そのものをなくして、自治会に委託していった方がスムーズに進んでいくと思う。ただこれはきちんとした話し合いを設けて、各地区にもいろんな事情があるだろうから、困るところも出てくるかもしれない。まだ時間はかかると思うが、昨年からそのように制度自体が変わってきたというのが今の実態である。</p>
委員長	<p>難しい話になってきたが、ここでの喫緊の課題としては自治会を定義に入れるかどうか、自治会あるいは違う言葉で定義すべきかどうかということである。</p>
委員	<p>今の飯塚課長の話だと、より町民の方からするとコミュニティ組織の指す名称というのがバラバラである。自治基本条例は基本ルールを定めた条例なので、統一した</p>

	<p>何かの、コミュニティ組織の名称を定義としてしっかり作っていただいた方が先ほど言ったコミュニティ政策の展開においても整理になると個人的に思っている。</p>
委員	<p>その名称を何にするかも難しい。今は全ての地域に自治会はあるのか。</p>
飯塚	<p>自治会という名称を使っているところは団地関係が多いが、その他は区という表現を使っている。</p>
委員	<p>人数も10世帯1区というところもあれば、何百人のところもあり、差があるので、龍ヶ崎のように「地域コミュニティ」となれば、共通する意味もあるのかもしれない。自治会という、ないところもあれば、そこに所属していない町民の方もいらっしゃる。定義することは支持したいが、どのような形でやるのかがこの場では決めかねる。できれば全町民の方に共通する表現ができれば一番望ましいと思う。</p>
委員長	<p>他のみなさまの意見を伺いたいと思う。</p>
委員	<p>私は今自治会で役員をやっているが、自治会長と言っている。しかし、町の中では区長という名前で会議に出たりもしている。自治会でも自治会費は払うけど自治会には入らないという方が結構いて、会費は払っても自治会員としてはやらないという人が増えている。あまり詳しくはわからないので、これからどうしたらいいかわからない。団地の中では自治会長さんだが、他のところは区長さんと言っているし、そこを統一した方がいいのか、しかし自治会でのやり方もあるので難しいかなとも思う。</p>
委員長	<p>イメージとしてわかればいいだけであり、わかりやすいのはどういう呼び方があるかという話である。どちらを選択するという話ではない。</p>
委員	<p>わかりやすいのであれば自治会とした方がみなさんにもわかると思う。</p>
委員長	<p>今までの話では自治会がないところではそれが通用しないということだったので、場所によると思う。</p>
委員	<p>うちは43個の小さな区である。自治会とかそういったものではなく、龍ヶ崎のように地域コミュニティという形にしたほうが良いと思う。その地域の中で町を良くしたいという方が5人、10人と集まって町に提言するというような形があれば一番理想であるので、入れた方がよいと思う。</p>
委員	<p>今、町から地域福祉計画についてのパブリックコメントの募集をやっている。そこで福祉とは何かと考えてみたが、まだ答えは出ていないものの、とにかく地域コミュニティが主体となって福祉を支えていくという考え方については理解した。うちは20数個の小さなコミュニティである。区長はいるが、自治会というものは存在しない。私は20年くらい利根町に不在だった時期があるが、戻ってきて、うちのコミュ</p>

	<p>ニティのことを組合と言う。組合とは何か、労働組合のことかと思っていたが、戦後もなく納税貯蓄組合というのがあり、利根町では既にその制度は廃止されているが、それが一つの枠組みとなって、それを組合と言っていた。そこで気がついたのが、コミュニティによって自治会とか区とかいろいろな呼び方があるが、それぞれの地域をみると形はどうでもなんらかのコミュニティとしてのまとまりというのはあると思う。それは神社のお祭りを通して集まっているのかもしれないし、昔の納税貯蓄ということでまとまっているのかもしれない。しかし、とにかくコミュニティとして存在して、みんなで集まって何かをする組織としては存在している。それについて自治基本条例の中でも地域のコミュニティの重要性ということは、もう一度見直す必要はあると思うので、名称については今のところ思いつかないが、それについて自治基本条例の中できちんと決めておくというのは必要なことだと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>私たちのところは自治会と言っているが、私もここに来てから、それをどうやって盛り込んだらいいのかといつも考えていた。どう言えばいいかまとまっていらないが、利根町は地域も少しずつだったり人数も少なかったが、私たちのように団地に転入した世帯が500世帯くらいあるところが、自治会でいくつかある。自治会によって運営方法が違うので、コミュニティとしてこの条文の中に入れていくというのはすごく大事だと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>私のところはもともとある地区なので区で統一しているが、やはり団地の方では自治会という名前と呼んでいると思うので、どちらかに偏ると、住民の方が見たときに、うちでは違うとなってしまうので、誰が聞いてもわかるような言い方がいいと思う。地区にもよらないし自治会にもよらない、地域コミュニティでもいいが他の呼び方でもいいと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>質問になるが、龍ヶ崎と東海村は自治会ないしコミュニティの定義があるが、余市町と杉戸町は定義の文言的な部分がない。この定義がないものは条文若しくは他の条例で記載されているものなのか。</p>
<p>委員長</p>	<p>そういった記載についてはないと思われる。あえて言うならば、どれだけその住民の方々が重要と思っているかどうかだと思う。おそらく意見が出たかどうかという、その地域次第である。例えば龍ヶ崎では絶対に入りたいという話になった。龍ヶ崎では区長制度を廃止してコミュニティ政策、コミュニティ協議会というのを作った。そういうこともあって絶対に入れてもらいたいという熱意からできたものである。これはみなさんが入れるか入れないかというのを決める話で、今までの委員の話では入れて欲しいという話であったと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>定義に入れる方向でいいと思うが、私の地区も自治会というものがなかったので、文言として自治会というのはいかがなものかと思う。今日は区長会の会長である委員がいらっしゃらないので、そこのご意見も伺えれば良かったが、自治会ではない違う単語で定義できればいいと思う。</p>

委員	<p>私も今の委員と同じように、町内全てが自治会という言葉を使っているわけではないので、何らかの名称を使って定義として作成した方がいいと思う。</p>
飯塚	<p>地域コミュニティという言葉で入れるべきかと思う。自治会という言葉は確かに使いづらい。団地は新たにできたところなので、自治会を組織していったが、もともとある地区に関しては先ほど申し上げた区長制度を活用して、その自治会と混ざったような形で、自治会とは言ってないけれども区長制度にない活動も区長という名称のもとに動いているというのが実態である。そういうことを考えていくと、それを何かの一言の文言で表すというのもなかなか難しいと思う。それで地域コミュニティは入れた方がいいとっていて、龍ヶ崎市もこの書き方だと同じような根底があるのではないかと思う。</p>
委員長	<p>地域コミュニティという言葉が本当に妥当なのか、違う言葉がいいのかという議論は、今はみなさんそれぞれの思いがあると思うので、次回どういう言葉がいいのかということをおみなさんに伺いながら進めていきたいと思う。</p> <p>(一同了承)</p> <p>4 次回の開催 次回の開催日：令和3年2月25日（木）午前10：00からで決定された。</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会 それでは以上を持ちまして第18回利根町自治基本条例検討委員会を終了します。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>